

平成 29 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（金融庁）

制 度 名	投資信託等に係る二重課税調整措置の見直し										
税 目	所得税、法人税										
要 望 の 内 容	投資信託等に係る二重課税調整措置の見直し										
	<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（	— 百万円）	
平年度の減収見込額	—	百万円									
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）									
（改正増減収額）	（	— 百万円）									
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 二重課税の調整を図ることにより、多様な資金運用方法の提供に向けた制度の整備・定着を図ること。</p> <p>(2) 施策の必要性 現在、投資信託等が国外で負担した税金は、投資家に支払われる収益分配にかかる源泉徴収額から控除することで、国内外での二重課税を調整するという措置が取られている。 しかし、証券会社等が源泉徴収義務者となる場合については、二重課税が残存するという状況が続いている。 上記政策目的を達成するためには、現行の二重課税調整措置を見直し、できる限り効率的・効果的に二重課税を排除できる仕組みを設けることが必要である。</p>										

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ—1. 市場インフラ構築のための制度・環境整備
		政策の達成目標	投資信託等に係る二重課税調整措置の見直し
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする
		同上の期間中の達成目標	政策目標と同様
	政策目標の達成状況	—	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	二重課税調整措置（外国税額控除）の対象となる者に適用される見込みである。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置により、二重課税の状態が排除されると見込まれ、海外投資の環境整備が図られる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		二重課税調整（外国税額控除）の方法の見直しを行うものであり、租税特別措置によることが妥当である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 28 年度からの継続要望である。	